

令和7年度 決算報告について

- | | | |
|--------------------------|-------|------|
| 1. 協会けんぽ(医療分)の令和7年度決算見込み | | 1ページ |
| 2. 令和7年度宮城支部の収支決算（暫定版） | | 4ページ |

1. 協会けんぽ(医療分)の 2025年度決算見込み

< 協会会計と国の特別会計との合算ベース >

(単位:億円)

		2024(R6)年度		2025(R7)年度	
		決算	(前年度比)	決算見込み	(前年度比)
収入	保険料収入 ＜伸び率＞	106,490	(+3,492) ＜3.4%＞	110,546	(+4,057) ＜3.8%＞
	国庫補助等	11,690	(▲1,184)	12,383	(+693)
	その他	346	(+113)	477	(+132)
	計 ＜伸び率＞	118,525	(+2,421) ＜2.1%＞	123,406	(+4,881) ＜4.1%＞
支出	保険給付費 ＜伸び率＞	72,552	(+1,040) ＜1.5%＞	75,369	(+2,818) ＜3.9%＞
	[医療給付費]	[65,354]	(+812)	[67,793]	(+2,439)
	[現金給付費]	[7,198]	(+228)	[7,577]	(+379)
	拠出金等 ＜伸び率＞	36,195	(▲1,030) ＜▲2.8%＞	37,829	(+1,634) ＜4.5%＞
	[前期高齢者納付金]	[12,863]	(▲2,458)	[12,938]	(+75)
	[後期高齢者支援金]	[23,332]	(+1,429)	[24,891]	(+1,559)
	その他	3,193	(+487)	3,413	(+220)
	計 ＜伸び率＞	111,939	(+497) ＜0.4%＞	116,611	(+4,672) ＜4.2%＞
単年度収支差		6,586	(+1,923)	6,795	(+209)
準備金残高		58,662	(+6,586)	65,457	(+6,795)
保 険 料 率		10.00%	(±0.0%)	10.00%	(±0.0%)

(万円)

	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度
平均標準報酬月額 ＜被保険者1人当たり＞	30.9 (+1.6%)	31.5 (+1.8%)

(万人)

	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度
被 保 険 者 数	2,558.5 (+1.7%)	2,604.4 (+1.8%)

注) 年度平均の数値

(万円)

	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度
1人当たり保険給付費 ＜加入者1人当たり＞	18.3 (+1.2%)	18.9 (+3.5%)

(再掲)

	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度
[1人当たり医療給付費]	[16.5] (+1.0%)	[17.0] (+3.3%)

(万人)

	2024 (R6)年度	2025 (R7)年度
加 入 者 数	3,964.9 (+0.2%)	3,980.2 (+0.4%)

扶 養 率	0.550	0.528
-------	-------	-------

注) 年度平均の数値

※ 2025年度における法令で義務付けられた準備金（保険給付費等の1か月分相当）は9,073億円。2025年度末の準備金残高は保険給付費等に要する費用の7.2ヶ月分に相当。
※ 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。また、数値については今後の国の決算の状況により変動し得る。

収入は **12兆3,406億円**

⇒ 前年度比**4,881億円の増加**（+4.1%）。主な要因は、被保険者数及び賃金（賞与含む。）の増加による保険料収入の増加。

○ 保険料収入（平均保険料率10%）：**11兆0,546億円**（前年度比 **+4,057億円**）

被保険者数及び賃金（賞与含む。）の増加が主な要因

被保険者数が前年度比+1.8%、標準報酬月額が前年度比+1.8%

○ 国庫補助等：**1兆2,383億円**（前年度比 **+693億円**）

保険給付費等の伸びに応じた保険給付費等補助金の増加が主な要因。

支出は **11兆6,611億円**

⇒ 前年度比**4,672億円の増加**（+4.2%）。主な要因は、「医療費（加入者1人当たり医療給付費）」の増加による保険給付費の増加、後期高齢者支援金の増加による拠出金等の増加。

○ 保険給付費：**7兆5,369億円**（前年度比 **+2,818億円**）

加入者1人当たりの保険給付費が増加（+3.5%）したことが主な要因

なお、加入者数の増減が保険給付費に与えた影響は+0.4%と微増であった（被保険者数の増加は大きかった一方で、被扶養者数は減少したため）。

○ 拠出金等：**3兆7,829億円**（前年度比 **+1,634億円**）

後期高齢者支援金の増加が主な要因

この結果、2025年度の収支差は、前年度比209億円増加し、6,795億円となった。

- 保険料収入等による収入の増加（前年度比+4,881億円）が保険給付費や後期高齢者支援金等による支出の増加（同+4,672億円）を上回ったことにより、単年度収支差は前年度比で209億円増加した。なお、伸び率で比較した場合は、支出の伸び（+4.2%）が収入の伸び（+4.1%）を上回っている。
- 収入については、賃上げ等による標準報酬月額増加や被保険者数の増加により保険料収入が前年度比4,057億円の増加。支出については、医療費の伸びが前年度より高めに推移した影響で保険給付費が前年度比2,818億円の増加、拠出金等は後期高齢者支援金が増加した影響で前年度比1,634億円の増加。
- 協会けんぽの今後の財政については、当面、賃上げ等により標準報酬月額増加は見込まれるものの、現在の不安定な世界情勢が今後の我が国の経済社会に及ぼす影響は不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと、協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること、団塊の世代がすべて後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること等に留意が必要である。
また、医療費については、物価や賃金、人手不足等の医療機関等を取りまく環境の変化に対応するため、2026（令和8）年度診療報酬改定において、診療報酬（本体部分）の改定率が3.09%（2026年度：+2.41%、2027年度：+3.77%）と高い伸び率とされ、2026年6月以降の医療費に反映されることなどから、今後の動向を注視する必要がある。

（参考）2025年度対前年度伸び率

加入者1人当たり保険給付費：+3.5% 被保険者1人当たり標準報酬月額：+1.8%

- 2025年度末の準備金残高は6兆5,457億円（保険給付費等に要する費用の7.2ヵ月分相当）

※ 2026年度は平均保険料率を10.0%→9.9%に引き下げている。また、国庫補助については、2026年5月に成立した健康保険法の改正により、2026年度からの3年間、特例的な時限措置として毎年500億円減額されることとなっている。

2. 令和7年度宮城支部の収支決算（暫定版）

(百万円)																													
	収 入						支 出															収支差							
	保険料収入			その他収入			医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）										現金給付費等（国庫補助等を除く）	前期高齢者納付金等（国庫補助を除く）	業務経費（国庫補助を除く）	一般管理費（国庫負担を除く）	その他支出	令和5年度の収支差の精算	令和5年度のインセンティブ					全国平均	地域差分
							医療給付費（国庫補助を除く）				年齢調整額	所得調整額	加算額	減算額															
							(A) - (B)	医療給付費（A）	災害特例分（B）																				
									令和5年度の協会手当分（B1）	波及増分（B2）																			
宮城	179,110	179,087	775	509	266	179,885	95,877	104,652	104,652			▲2,734	▲6,041	9,210	58,542	3,146	1,354	854	443	171	171	0	169,597	10,288	10,890	▲602			
全国計	11,054,642	11,053,235	47,240	31,739	15,501	11,101,881	5,860,630	5,860,630	5,862,500	431	1,439	-	-	574,713	3,652,979	196,277	84,474	53,300	-	-	10,351	▲10,351	10,422,374	679,508	679,508	-			

- (注) 1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
2. 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
3. 医療給付費は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う令和7年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う令和5年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。
また、(B2)は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。
5. 「令和5年度の収支差の精算」は、令和5年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
6. 「インセンティブ」は、令和5年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号ロ及びニ並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。
7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わらう。

【医療給付費等地域差分とその保険料率換算（試算）について】

- 収支差の地域差分がマイナスになる宮城支部の場合は、令和9年度の保険料率算定の際に602百万円支出に加算し、精算される（保険料率換算で0.03%程度）。
- 令和9年度保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和7年度の支部の収支差（地域差分）を令和9年度の総報酬額の見込額で除したものになるため、令和7年度の総報酬額の実績で除したものとは異なる。